

「議論のとりまとめ」と法案骨子の対比表

● 退位に至る御事情

「議論のとりまとめ」	法案骨子
<p>○ 今上天皇の象徴天皇としての御活動と国民からの敬愛 　昨年8月8日の「おことば」は、国民の間で広く深い敬愛をもって受け止められていること。また、今上天皇は、在位28年余の間、象徴としての行為を大切にしてこられ、これに対する国民の幅広い共感を受けていること。</p>	<p>天皇陛下が、昭和64年1月7日の御即位以来28年を超える長期にわたり、国事行為のほか、全国各地への御訪問、被災地のお見舞いをはじめとする象徴としての公的な御活動に精励してこられた中、83歳と御高齢になられ、今後これらの御活動を天皇として自ら続けられることが困難となることを深く案じておられること</p>
<p>○ 今上天皇の「おことば」とその発表以降の退位に関する国民の理解と共感 　今上天皇の退位については、従来のようにお務めを果たすことに困難を感じておられる状況において、昨年8月8日の「おことば」が発表されて以降、そのお気持ちが広く国民に理解され、共感が形成されていること。</p>	<p>これに対し、国民は、御高齢に至るまでこれらの御活動に精励されている天皇陛下を深く敬愛し、この天皇陛下のお気持ちを理解し、これに共感していること</p>
<p>○ 今上天皇・皇太子の現況等 　今上天皇が高齢であること。皇太子は、今上天皇が即位された年齢を越え、長年、国事行為の臨時代行等を務めてこられたこと。</p>	<p>さらに、皇嗣である皇太子殿下は、57歳となられ、これまで国事行為の臨時代行等の御公務に長期にわたり精勤されておられること</p>

【考え方】

- 「議論のとりまとめ」で盛り込むべきとされた御事情は、すべて反映しています。
- 「おことば」という文言を使用しませんでしたが、これは「おことば」に基づき立法することとすれば、憲法第4条第1項に違反するおそれがあるからです。

● 皇室会議の関与

「議論のとりまとめ」	法案骨子
<p>今上天皇の退位の時期の決定手続における皇室会議の関与の在り方については、国会における法案審議等を踏まえ、各政党・各会派間において協議を行い、<u>附帯決議に盛り込むこと</u>等を含めて結論を得るよう努力するものとする。</p>	<p>(1) この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。</p> <p>(2) (1)の政令を定めるに当たっては、内閣総理大臣は、あらかじめ、皇室会議の意見を聴かなければならないものとすること。</p>

【考え方】

- 「議論のとりまとめ」においては「皇室会議の関与の在り方については…附帯決議に盛り込むこと等を含めて結論を得るよう努力するものとする」と記載されていますが、拘束力のない附帯決議ではなく、法律に明記しています。

● 「つなぎ規定」の書きぶり

「議論のとりまとめ」	法案骨子
<p>この法律の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法(平成29年法律第号)は、この法律と一体をなすものである。</p>	<p>皇室典範の附則に、<u>皇室典範の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法</u>は、皇室典範と一体を成すものである旨の規定を新設すること。</p>

【考え方】

- 皇室典範の附則に加える規定は、「議論のとりまとめ」に示されたものです。

● 皇室典範の一部改正の法形式

「議論のとりまとめ」	法案骨子
今般の「皇室典範の附則の改正」及び「特例法」	<p>第6 附則</p> <p>3 皇室典範の一部改正</p> <p>皇室典範の附則に、皇室典範の特例として天皇の退位について定める天皇の退位等に関する皇室典範特例法は、皇室典範と一体を成すものである旨の規定を新設すること。</p>

【考え方】

- 複数の法律を改正する場合でも、法目的が共通する場合は1本の法律で措置することが通例であり、「つなぎ規定」は特例法の存在が前提となっていますので、法制上、特例法の附則で措置することが論理的です。
- 「つなぎ規定」と特例法を分離した場合、いずれか一方のみを制定させることが可能となり、「つなぎ規定」の新設なくして退位を実現することも可能となります、「つなぎ規定」が特例法と不可分一体のものであることを踏まえれば、特例法と分離しないこととすることが適切です。

● その他の措置事項

「議論のとりまとめ」	法案骨子
<p>一 皇室典範の関連規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 退位後の天皇を皇族の範囲に含めることの要否 2 退位後の天皇を皇位継承者・摂政就任者に含めることの要否 3 退位後の天皇の呼称 4 退位後の天皇の敬称 5 天皇の退位に係る儀式の要否 6 退位後の天皇が崩じたときの礼 7 退位後の天皇が崩じたときの陵墓 8 退位後の天皇の皇室会議の議員の就任制限の要否 9 今上天皇の退位後の文仁親王（秋篠宮）殿下に関連する規定 ①呼称、②皇族の身分の離脱制限の要否 	<ul style="list-style-type: none"> ・「天皇の例による」又は「皇族の例による」 ・「皇位継承資格」「摂政就任資格」を有しない ・「上皇」とする ・「陛下」とする (法律上の特別の根拠は不要) ・「大喪の礼」を行う ・「陵」とする ・「皇室会議の議員資格」を有しない <p>①呼称は設けない ②皇籍離脱は制限</p>
<p>二 皇室典範以外の法律の関連規定</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 退位後の天皇の皇室費の定め（文仁親王殿下についても同様） 2 退位後の天皇の国会の個別的議決不要の財産授受に関する一定価額の定め（文仁親王殿下についても同様） 3 退位後の天皇を補佐する宮内庁の組織及び人員等（文仁親王殿下についても同様） 4 国民の祝日に関する法律第2条に定める天皇誕生日の改正 5 三種の神器等に係る贈与税の非課税等 6 退位後の天皇に対する刑法の名誉毀損罪・侮辱罪の告訴権者 7 退位後の天皇の住居に関する小型無人機等の飛行禁止区域の改正の要否 8 退位後の天皇の検察審査員の就任制限の要否 ※ 元号法に基づく政令による元号の改め 	<p>第3 上皇</p> <p>第5 皇位継承後の皇嗣</p> <p>第6 附則</p> <ul style="list-style-type: none"> 4 上皇に関する他の法令の適用 6 皇位継承後の皇嗣に関する皇室経済法等の適用 11 宮内庁法の一部改正 10 国民の祝日に関する法律の一部改正 7 贈与税の非課税等 4 上皇に関する他の法令の適用 8 意見公募手続等の適用除外

【考え方】

- 「議論のとりまとめ」において示された検討を要する法律事項については、すべて措置しています。